



島根県報

令和5年10月13日（金）

号外 第 108 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【条 例】

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	（人 事 課）	3
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	（消 防 総 務 課）	4
旅館業法施行条例の一部を改正する条例	（薬 事 衛 生 課）	6

公布された条例等のあらまし

◇職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第32号）

1 条例の概要

新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき本県に派遣された職員に支給する手当に係る規定の整理（第2条・第15条の10関係）

2 施行期日等

公布の日から施行し、令和5年9月1日から適用することとした。

◇知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第33号）

1 条例の概要

(1) 高圧ガス保安法に基づく事務のうち、認定高度保安実施者に係る次の事務を市町村に権限移譲することとした。
（第2条の表第4号関係）

ア 製造のための施設等の変更の工事又は製造の方法の変更の届出の受理

イ 危害予防規程の提出の要求

(2) 認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者に係る認定制度の廃止に伴う規定の整理

2 施行期日

2の(1)については高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から、2の(2)については同法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。

◇旅館業法施行条例の一部を改正する条例（条例第34号）

1 条例の概要

(1) 旅館業の譲渡及び譲受けの承認に係る手数料の新設（第9条関係）

手数料を納めなければならない者	手数料の額
旅館業の譲渡及び譲受けの承認を受けようとする者	申請1件につき 7,400円

(2) 引用する条項の整理

2 施行期日

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年10月13日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第32号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第15条の10第1項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「第44条」を「第26条の8」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の給与に関する条例の規定は、令和5年9月1日から適用する。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年10月13日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第33号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第4号左欄中(59)を(61)とし、(55)から(58)までを(57)から(60)までとし、同欄の(54)中「(55)及び(56)」を「(57)及び(58)」に改め、同欄中(54)を(56)とし、(53)を(55)とし、(52)を(54)とし、(51)の次に次のように加える。

(52) 法第39条の21第1項の規定による変更の工事又は製造の方法の変更の届出の受理

(53) 法第39条の23の規定による危害予防規程の提出の要求

第2条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表第4号左欄の(20)中「同項第1号若しくは第2号」を「同項ただし書」に改め、「若しくは検査の記録の届出」を削り、同欄の(46)中「同項第1号若しくは第2号」を「同項ただし書」に改め、「若しくは検査の記録の届出」を削り、同欄の(51)を削り、同欄の(52)中「第39条の21第1項」を「第39条の10第1項」に改め、同欄中(52)を(51)とし、同欄の(53)中「第39条の23」を「第39条の12」に改め、同欄中(53)を(52)とし、(54)を(53)とし、(55)を(54)とし、同欄の(56)中「(57)及び(58)」を「(56)及び(57)」に改め、同欄中(56)を(55)とし、(57)から(61)までを(56)から(60)までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和4年法律第74号。以下この項及び次項において「改正法」という。）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から、第2条及び次項の規定は改正法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた改正法第2条の規定による改正前の高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下この項において「旧法」という。）第39条の11第1項の規定による検査の記録の届出及び改正法附則第3条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第39条の11第2項の規定による検査の記録の届出に係る事務の処理については、なお従前の例による。

旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年10月13日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第34号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和45年島根県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第4条中「及び第3条の3第3項」を「、第3条の3第2項及び第3条の4第3項」に改める。

第6条中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める。

第9条第1項第2号中「又は」を「、」に、「の規定による旅館業の許可を受けた地位の承継」を「又は第3条の4第1項」に改める。

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。